

菊名記念病院 医療安全管理指針

(1) 医療事故防止のための基本的事項

- ①医療従事者は常に危機意識を持ち、業務にあたる
- ②患者最優先の医療を徹底する
- ③医療行為においては確認・再確認を徹底する
- ④円滑なコミュニケーションとインフォームド・コンセントに配慮する
- ⑤記録は正確かつ丁寧に記載し、チェックを行う
- ⑥情報の共有化を図る
- ⑦医療機関全体で医療事故防止への組織的、系統的な管理体制を構築する
- ⑧自己の健康管理と職場のチームワークを図る
- ⑨医療事故防止のための教育・研修システムを整える
- ⑩トップ自らが率先して医療事故防止に対する意識改革を行う

(2) 委員会・組織に関する基本的事項

医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、各委員会および役職を設置する

①医療安全管理委員会

本院内における医療安全管理対策を総合的に企画、実施するために設置する

②医療安全推進委員会

医療安全管理委員会の方針に基づき、企画、実施するために設置する

③医療安全管理室

医療事故を未然に防止するために各委員会・各部門レベル体制を整備するとともに病院全体としての組織的体制を構築し、リスクの把握、分析、対処および評価を継続的に行う

④医療事故調査委員会

事故発生に際し、その内容、経過およびそのときの対応・処置において詳細に調査、検討し、再発防止策を実行する

⑤ゼネラルリスクマネージャー（医療安全管理統括責任者）

病院全体の安全管理を組織的に行うため中心的な役割を担う

⑥専従リスクマネージャー（医療安全管理者）

病院全体の医療安全管理を実務的に担当する

⑦医療機器安全管理者

病院全体の医療機器の安全な使用のために設置する

⑧医薬品安全管理責任者

病院全体の医薬品の安全な使用のために設置する

(3) 従事者研修に関する基本方針

医療安全管理のため、年に2回は全職員を対象とした研修を実施する

(4) 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- ①救命措置の最優先
- ②病院長への報告
- ③患者・家族・遺族への説明
- ④警察への届出
- ⑤警察の捜査に対する協力
- ⑥保健所、関係行政機関への報告
- ⑦日本医療機能評価機構への報告
- ⑧報道機関への対応
- ⑨医療事故当事者に対する配慮

(5) 事故報告等の医療安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針

①報告

院内における医療事故や危うく事故になりかけた事例等を検討し、医療の改善に資する事故予防対策、再発防止策を策定する
これらの対策の実施状況や効果の評価、点検等に活用しうる情報を院内全体から収集することを目的とする

②報告に基づく情報収集

下記に挙げるものは速やかに報告する

- ・医療事故
- ・医療事故には至らなかったが、発見、対応等が遅れば患者に有害な影響を与えたと思われるもの
- ・日常の業務の中で危険と思われる状況

③報告内容の検討

- ・改善策の策定
- ・改善策の実施状況の評価

(6) 情報共有に関する基本方針

患者および家族等から指針に関する閲覧の求めがあった場合は、ゼネラルリスクマネージャーが応じる

(7) 患者からの相談対応に関する基本方針

総合相談窓口・総合相談窓口担当者の設置

医療相談、苦情に関する窓口業務につき、患者及び患者家族と直接対応する

(8) その他医療安全推進に必要な基本方針

①安全管理のためのマニュアルの整備

②安全管理マニュアルの作成と見直し

③本指針の見直しと改訂